

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 32 回 コーデックス総会

日時 : 2009年6月29日(月)～7月4日(金)

場所 : ローマ(イタリア)

仮議題

第1章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第62回執行委員会の報告
3.	地域調整部会の報告
第2章 手続き等に関する案件	
4.	手続きマニュアルの修正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
5.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
6.	ステップ5の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	新規作業及び作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
10.	財政及び予算に関する事項－2010/2011 予算案
11.	コーデックス委員会の戦略計画
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス事務局の評価
c)	途上国で開催されたコーデックス会議の評価
第5章 方針及び一般問題	
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
a)	一般的事項
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係

a)	一般的事項
b)	プライベートスタンダードの役割
14.	コーデックス委員会への途上国の参加
a)	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
b)	その他の事項
15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第 6 章 選出と指名	
16.	地域調整国の指名
17.	コーデックス委員会議長・副議長の選出及びその他の執行委員会メンバーの選挙
18.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第 7 章 その他の事項	
19.	その他の作業
20.	報告書の採択

第 32 回コーデックス総会主要検討議題

仮議題 5. Part 1. ステップ 8、5/8 及び 5A（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

〈アジア地域調整部会（CCASIA）〉

事項	概要
コチュジャンの地域規格案	コチュジャンの規格案（ステップ 8）。 →1 か所の修文提案をし、採択に合意する。
朝鮮人参の地域規格案	食品又は添加物として使用する朝鮮人参の規格案。特に子供や老人の健康の保護のために必要な配慮をするため、定義に健康強調表示のガイドラインに従った表示を行うべきとの注釈が付いている（ステップ 8）。 →修文提案をし、採択に合意する。
発酵大豆ペーストの地域規格原案	発酵大豆ペーストの規格案（ステップ 5/8）。 →1 か所の修文提案をし、採択に合意する。

〈汚染物質部会（CCCF）〉

事項	概要
GSCTF 前文の改訂原案	汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)からコーデックス内の手続きに関する記述を削除するとともに、飼料を対象範囲に加え、さらに必要な加筆をしてドキュメント名を改称したもの（ステップ 5/8）。
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案	食品の製造過程で生成するアクリルアミドは神経毒性及び発がん性が懸念されている。アクリルアミド摂取への寄与が大きい馬鈴薯加工品と穀類加工品を対象に、商業的に適用されているアクリルアミド低減のための技術対策の情報をもとにまとめられた規範案(ステップ 8)。
燻製及び直接乾燥工程における食品中の多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範案	燻製及び直接乾燥工程で食品を汚染する PAH は発がん性が懸念されている。燻製食品及び直接乾燥食品を対象に、食品事業者が PAH による汚染を防止、低減するため製造工程上の重要な管理点を見出し、改善措置を講じることを基本とし、関連する助言をまとめた規範案（ステップ 8）。

コーヒーにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	腎毒性、肝毒性のあるカビ毒であるオクラトキシン A のコーヒーへの汚染防止及び低減を目的に、コーヒーの栽培、乾燥調製、貯蔵、輸送工程における要件を定めた規範原案（ステップ 5/8）。
---------------------------------------	---

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	食品添加物に関する条項案及び原案（ステップ 8, 5/8）。
食品添加物国際番号システム（INS）の修正原案	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価が終了した食品添加物等に国際番号（INS）を割り当ててるもの（ステップ 5/8）。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	20 の添加物（新規および改訂規格）と 105 の香料（新規規格）の同一性及び純度に関する規格原案（ステップ 5/8）。

< 食品衛生部会（CCFH） >

事項	概要
調理済み食品中のリステリアモノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案	調理済み食品のリステリアモノサイトゲネスのレベルを定めるもの。リステリア増殖が起きる食品、増殖が起きない食品について、それぞれ不検出/25g、100cfu/g の基準を設定。基準を満たさない場合には、当該商品を回収し原因究明をすることとされている（ステップ 5/8）。
幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準（乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の付属文書）	幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳の微生物規準。FUF と <i>E. sakazakii</i> 感染との疫学的なエビデンスが十分でないため、今回は最終製品への <i>E. sakazakii</i> の微生物基準は設定せず、サルモネラの微生物基準のみが設定された。FUF の摂取により、乳児が <i>E. sakazakii</i> に感染している科学的なエビデンスがある場合には、国の規制当局が <i>E. sakazakii</i> の微生物基準の導入等、対策強化ができるとされている。製造工程の指標菌の基準が設定され、対象年齢に応じた正しいミルクの選択及び <i>E. sakazakii</i> 感染リスクを下げる適切な取扱いを行うことの重要性について明記されている（ステップ 5/8）。

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS） >

事項	概要
公的証明書的一般様式の前案（公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライ	「公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン（CAC/GL38-2001）」の Annex として、食品を輸出する際に添付される公的証明書

ンの付属文書) (CAC/GL38-2001)	の一般様式を示したもの (ステップ 5/8)。
-------------------------	-------------------------

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案: 付属書 2 (ロテノンの使用)	付属書2に規定されている使用許可資材のうち、魚毒性の強いロテノン (デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材) について、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するもの (ステップ5A)。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格の修正案: 米ぬか油	名前の付いた植物油規格に、米ぬか油を追加するもの (ステップ8)。

< 一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要
食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案	様々なコーデックス規格が作成される前、及びWTO協定発効前の内容となっている現行規範のうち、倫理に関する原則のみに着目した改訂原案に、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が部会において加えられたもの (ステップ5/8)。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すガイドライン案 (ステップ 8)。
分析用語に関するガイドライン案	コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン案 (ステップ8)。 なお、本案が採択された場合には、手続きマニュアルから分析用語の定義は削除される。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)	栄養強調表示に係る食物繊維含有量についてのガイドライン案。非植物由来の食物繊維について、個別の科学的根拠が必要であること、重合度が3~9を食物繊維に含めるかどうかは各国政府に任せること、食物繊維が含まれている旨を

	強調表示する際の基準について、固形物においては、100g中3g又は100kcal中1.5g又は一人前（serving）中に含まれる量が摂取目安量（daily reference value）の10%とすること、一人前の量、摂取目安量、液体の基準については、各国政府に任されることとされたもの（ステップ8）。
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案：Part D 特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト：アラビアガム規定	特別栄養構造のための食品添加物推奨リストのうちのアラビアガムの規定。技術的な正当性があることから、アラビアガムの使用量は10mg/kg以上であることを報告書に明記する条件で、最終物の含有量を10mg/kg以下とすることに合意し、総会に送付された（ステップ8）。
栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析原則及びガイドライン案	栄養素の過剰摂取または欠乏による人の健康へのリスク分析する際の原則及びガイドライン案。「栄養関連物質」の用語、リスク管理にあたって考慮すべき事項などを記述したもの（ステップ8）。
健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案	健康強調表示についての科学的評価に関する勧告原案。再評価の実施のタイミングは各国の判断にまかされること等の変更を加え、今次総会に諮られる（ステップ5/8）。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要
ジャム、ゼリー、マーマレードのコーデックス規格案	ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案（ステップ8）。
野菜缶詰の規格案（共通）	野菜缶詰（乳酸発酵品、塩漬け、酢漬けは除く）の規格案。野菜缶詰の個別の規格の簡素化及び作業の効率化を図るため、添加物、食品衛生など野菜の種類に関わらず共通化できるものを一般事項としてまとめたもの（ステップ8）。
野菜缶詰の規格のうち個別野菜特有の項目	8種類の個別品目について、規格のAnnexとして整理したもの。野菜のサイズは、販売が行われる国の制度に従うこととされている（ステップ5/8）。
野菜缶詰の充填材（パッキングメディア）	充填材（パッキングメディア）について、上記野菜缶詰規格の一般事項の中に組み込むこととされたもの（ステップ5/8）。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要
農薬最大残留基準値（MRL）案	第41回CCPRで審議された4農薬のMRL案（ステップ8）。

農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 41 回 CCRP で審議された 18 農薬の MRL 原案 (ステップ 5/8)。
--------------------	--

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案	前回 CCRVDF で EC から懸念が示された酢酸メレンゲステロールについて第 18 回 CCRVDF で審議された MRL 案 (ステップ 8)。
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案	アビラマイシン、デキサメサゾン、モネンシン、ナラシン (鶏)、トリクラベンダゾール、タイロシンの MRL 案 (ステップ 5/8)。
食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案	生産段階における動物用医薬品に関する規制及びサンプリング、分析法に関するガイドライン案 (ステップ 8)。

Part 2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

< 汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
加工用及び直接消費用のツリーナッツ (アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ) におけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン (「サンプル調整」の修正)	前回総会で採択されたサンプリングプランについて、サンプル調製に用いる “vertical cutter type mill” については例として言及するが、粉碎器のタイプはこれに限定せず同等の性能を持つものも使用可能との修正をしたもの。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の付属文書表 3 の修正	発酵乳の個別食品規格 (CODEX STAN 243-2003) にある添加物条項と GSFA の付属文書の表 3 との不整合を修正するもの。部会において、GSFA の食品分類「発酵乳 (プレーン)、発酵後加熱処理済み」で使用できる添加物の機能分類と個別食品規格との整合を図るために、GSFA 表 3 の付表の脚注が修正されたもの。
GSFA の食品分類名及び記述の改訂	GSFA の食品分類 01.0 (食品分類 02.0 の製品を除く、乳製品および類似製品)、15.1 (ジャガイモ、穀類、小麦粉、(根、塊茎、豆類、豆果に由来する) デンプンを基にしたスナック類及び 15.2 (被覆ナッツ類およびナッツミックス (例えば、乾燥果実) など加工ナッツ類) の名称および説明の改訂。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格の修正：汚染物質のセクションの個別食品規格フォーマットへの置き換え	名前の付いた植物油規格の汚染物質のセクションを、個別食品規格のフォーマットに規定されている文章と一致させるもの。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
異なるステップのコーデックス規格における分析法	各規格の分析法に関して、更新を含め 50 以上の分析法が部会で承認され、今次総会に諮られる。

Part 3. 総会で保留されていた規格及び関連文書

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要
ビターキャッサバの規格案	ビターキャッサバ（加工用を除く）の規格案。第 31 回総会で表示のセクション（特に調理に関する指示の部分）について、第 15 回 CCFFV で検討し、第 38 回 CCFL の承認を経た上で、2010 年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ 8 に留め置くこととされている。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL) 案	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。第 31 回総会では、特段議論なく引き続きステップ 8 に留め置かれることとなった。第 62 回 CCEXEC が期限内に採択されていない規格案をモニタリングし、結果が今次総会に報告される。
ラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案	成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。前回総会においてステップ 8 で保留され、第 18 回 CCRVDF で JECFA の再評価が必要かどうか議論することとされた。JECFA が再評価できるような新しいデータがないとの第 18 回 CCRVDF の結果を踏まえ、今次総会でこの MRL 案の扱いについて議論される。

仮議題 6. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

< アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要
さご椰子粉の地域規格原案	食用さご椰子粉の地域規格原案 (ステップ 5)。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範修正原案：許容される前荷に関する規準	食用油脂をバルクで保管、輸送する際の実施規範に、許容される前荷に関する規準を追加するもの (ステップ 5)。
名前の付いた植物油規格：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン	名前の付いた植物油規格に、パーム核ステアリン、パーム核オレインを追加するもの (ステップ 5)。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 原案	第 41 回 CCPR で審議された 4 農薬の MRL 原案 (ステップ 5)。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案	「鱗茎野菜」、「うり科野菜を除く果菜類」、「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ類」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」及び「油糧種子」に関するコーデックス分類、新しいサブグループを設定するもの (ステップ 5)。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案	ナラシン (牛、豚) とチルミコシンの MRL 案 (ステップ 5)。

仮議題 7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	第 41 回 CCFA で合意された食品添加物条項の廃止。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL)	第 41 回 CCPR で審議された、25 農薬の MRL についての廃止。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要
ジャム・ゼリーの規格及び柑橘マーマレードの規格	左記規格の廃止。
インゲンマメ、スイートコーン、アスパラガス、グリーンピース、ニンジン、パーム、加工された豆の規格	左記規格の廃止。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要
羊の乳中のチルミコシンの一時的なMRL	チルミコシン（抗生物質）の羊乳の暫定MRLの取り下げ。
残留動物用医薬品のコントロールの規定プログラムの確立のためのガイドライン（CAC/GL16-1993）	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。
動物用医薬品の使用コントロールのための実施規範（CAC/RCP38-1993）	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。

仮議題 9. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

—新規作業—

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要
たけのこ、マッシュルームの規格改訂原案	たけのことマッシュルーム缶詰の既存規格を「野菜缶詰の規格」の Annex とするための新規作業提案。
テーブルオリーブの規格改訂原案	テーブルオリーブの規格改訂原案についての新規作業提案。
乾燥ココナッツの規格原案	乾燥ココナッツの規格原案についての新規作業提案。

<中南米・カリブ海地域調整部会（CCLAC）>

事項	概要
Cilantro coyoteの地域規格	Cilantro coyote（中米に自生するハーブ）の新規作業提案。
Lucumaの地域規格	Lucuma（南米北部に自生する植物の果実）の新規作業提案。

	規作業提案。
--	--------

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要
国内の食品管理システムのための原則及びガイドライン	消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保のための国内の食品管理システムの構築・運営を目的とした原則及びガイドラインの新規作業提案。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要
食品のウイルス制御に関する衛生実施規範	食品のウイルス制御に関する実施規範の新規作業提案(鳥インフルエンザウイルスは時期尚早であり含まないとされた)。

< 近東地域調整部会 (CCNEA) >

事項	概要
ザクロの地域規格	ザクロの規格についての新規作業提案。
Harissa (唐辛子ペースト) の地域規格	Harissa (唐辛子ペースト) の規格についての新規作業提案。
Halwa Tehenia (halwa shamia) の地域規格	Halwa Tehenia (halwa shamia) の規格についての新規作業提案。

< 汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
とうもろこし及びとうもろこし製品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン	フモニシン (カビ毒) の最大基準値の策定とサンプリングプラン確立のための新規作業提案。
核果蒸留酒中のエチルカーバメイト低減のための実施規範	核果 (モモ・ウメなど) 蒸留酒のエチルカーバメイト低減のための実施規範作成のための新規作業提案。
堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の改訂 (ブラジルナッツについて)	ブラジルナッツのアフラトキシンの低減に関する基準を、既存の実施規範に追加するための新規作業提案。
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値	非意図的かつ不可避な混入するメラミンの基準値を策定するための新規作業提案。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬に関するコーデックス優先リストの設定 (新規農薬と定期)	優先リスト作成の新規作業提案。

的に再評価される農薬)	
-------------	--

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要
JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	優先リスト作成の新規作業提案。

ー作業の中止ー

< 加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要
野菜缶詰のための充填剤に関するガイドライン	充填剤に関するガイドライン作成作業の中止。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格：無漂白パーム油の総カロチノイドの修正	名前の付いた植物油規格に含まれる、無漂白パーム油の総カロチノイドの修正作業の中止。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	食品添加物条項の案及び原案作成作業の中止。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
承認できる分析法の評価ガイドライン案	適切な分析法や分析法の選択とその選択の妥当性の評価方法を示すガイドライン案の作業の中止。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 案	第 41 回 CCPR で審議された、8 農薬の MRL についての作業の中止。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要
山羊の組織中におけるトリクラベンダゾール MRL 案	トリクラベンダゾール (駆虫剤) の MRL 案の作業の中止。

第 32 回総会（CAC）で議論されるその他の事項

議題11 コーデックス委員会の戦略計画

(b) コーデックス事務局の評価

2008-2013年のコーデックスの戦略計画の目標の1つである「コーデックスの作業管理の能力強化」のため、予算や人的資源が有効活用されているかについて、コンサルタントがコーデックス事務局の能力評価を実施した。

その結果、コーデックス規格策定作業の管理能力向上を目的に以下の項目を含む11の勧告を提示している。

- ・ FAO及びWHOからのコーデックス予算への適正配分とFAO及びWHOの予算サイクルの中でのコーデックス予算決定時期の適正化、
- ・ 職員の充実など事務局機能の強化、
- ・ コーデックス規格や関連情報の迅速且つ十分な発信、
- ・ 2003年のFAO/WHO及び総会の決定に基づき毎年開催となっている総会の隔年開催の検討。

我が国としては、以下の基本的な考え方にに基づき対処したい。

- ① FAO と WHO の予算及び資源の適正配分等の必要な措置を講じ、コーデックス基準策定の効率化を図るべき、
- ② 総会及び各部会の開催頻度や数の見直しなど、コーデックスの責務達成の観点から、委員会の全体運営のあり方を検討すべき、
- ③ 総会を隔年開催とする場合には、執行委員会の機能の強化など規格策定に遅延が生じない体制を作るべき。

議題12 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

-うち、第 25 回一般原則部会から提起された事項（コンセンサス）

第 25 回一般原則部会（2009 年）から、①コンセンサス形成に関する議長用及び代表団用にパンフレットを作成すること、②議長同士の非公式会合や執行委員会を活用すること、③少なくとも年に1回議長会議を開催すること、④手続きマニュアルの「各部会の議長向けガイドライン」中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること、⑤コンセンサスの定義の作成の必要性について意見が分かれること、⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること、⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意することが報告される。

また上述の議長向けガイドラインにさらに、「内容について正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと

決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとのマレーシア提案があったが、これについては意見の一致を見ず、一般原則部会でさらに検討すべきか否か総会に助言を求めている。

我が国としては、「コンセンサス」の明確な定義の作成は議論の膠着化を招きかねないこと、上記提案は“正当な理由に基づく継続的な反対”をどう客観的に判断するのか不明な点があり実行性が伴わないことなどから、これら二つの点をさらに一般原則部会で議論する前に、第25回一般原則部会で合意された上述の取組を実施してコンセンサス形成を推し進めることが重要、との立場で対処したい。

議題 13 コーデックス委員会と他の国際組織との関係

(b) プライベートスタンダードの役割

第30回総会(2007年)の付託を受け、第60回執行委員会(2007年12月)でプライベートスタンダードについて議論し、本件は貿易上の障壁問題を取り扱うWTOや他の関連機関で議論されている事項であることから、コーデックスとして意志決定はせず、引き続き情報収集に努めるとした。第31回総会ではプライベートスタンダードに関するWTOでの議論に関して情報提供され、今次総会では第62回執行委員会(2009年6月)の議論の結果を踏まえて議論することになっている。

第32回総会及び第62回執行委員会では、学識者が執筆した「食品の安全に係るプライベートスタンダードの食品流通及び公的基準の設定に与える影響」と題する報告書^{*}がFAOとWHOを通じて提出されている。

我が国としては、食品貿易における公正な取引を確保し、消費者の健康を保護する観点から策定されるコーデックス規格の役割を踏まえ、プライベートスタンダードについては、その作成主体との情報交換を図りつつ、プライベートスタンダードがコーデックスの作業にどのような影響を与えるのかについて検討すべきとの立場で対処したい。

^{*}報告書には、短期的、長期的な取組として次のような勧告等がなされている。

- ① 短期的には、コーデックスのオブザーバーとしてGFSI¹を招聘する、PS作成主体との非公式な協議の場を執行委員会の下に設置する等、PS作成主体との情報交換を図るべき。

¹ GFSI (Global Food Safety Initiative; 国際食品安全イニシアティブ) は、ベルギーの法律の下で設立された非営利財団。

- ② 長期的には、コーデックスとして、プライベートスタンダード²が策定されていない分野についてのみ規格を策定すべきか、これまでと同様に食品安全全般について規格を策定すべきか、規格策定の範囲と優先付けを検討すべき。

議題 14 コーデックス委員会への途上国の参加

第 31 回総会（2008 年）において、資金及び人的資源の不足等のためコーデックス会合に十分参加できず、その結果、規格策定プロセスにおいて十分なインプットが行えないとの懸念が途上国から示された。今次総会では、各地域調整部会の見解と第 25 回一般原則部会（2009 年）における改善策の検討を踏まえ、改めて議論することとされている。

各地域調整部会及び一般原則部会では、トラストファンドの運営の透明性や適用の拡大、能力養成、途上国における会合の開催数の増加等の意見が出された。

我が国としては、トラストファンドの運営の透明性を高める必要があるが、参加者数増加のみを解決策とするのではなく、途上国からの参加者が科学的基礎を持つことで規格策定プロセスに具体的なインプットができるようにすべき、との立場で対処したい。

なお、途上国における部会の開催は議題 11(c)で議論されることからこれを注視するとともに、FAO/WHO が取り組む途上国への技術支援活動（議題 15）は、途上国の能力向上等を通じてコーデックス委員会への途上国の参加を促進すると期待されることから、FAO と WHO が既存の取組について検証し、有効な支援をすべきではないかとの立場で対処したい。

² Global GAP、The British Retail Consortiumの“Global Standard for Food Safety”などが例示されているが、範囲は不明。